

要綱第3条第2項第2号で定める、政令第5条第1項に定める工事に類するものとして知事が別に定める宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積、は別表第1に掲げる土砂埋立て等のいずれかを、その工事内容とする宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいう。

別表第1（要綱第3条第2項第2号関係）

工事の種類	要綱条文	旧土砂条例における適用除外の根拠規定
採石法第33条又は砂利採取法第16条の規定により認可を受けた者が、当該認可に基づいて採取した土砂を販売するために一時的に当該認可に係る場所において行う土砂埋立て等	第3条第2項第2号	条例第7条第4号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により許可を受けた一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項の規定により許可を受けた産業廃棄物の最終処分場において行う土砂埋立て等	第3条第2項第2号	条例第7条第5号
土壌汚染対策法第22条第1項の規定により許可を受けた者が設置する同項に規定する汚染土壌処理施設において行う土砂埋立て等	第3条第2項第2号	条例第7条第6号
港湾法第37条第1項（第2号除く）の許可	第3条第2項第2号	規則第4条
道路法第24条の承認（同条の道路に関する工事に係るものに限る。）又は第91条第1項の許可	第3条第2項第2号	規則第4条
土地区画整理法第4条第1項の許可又は第76条第1項の許可	第3条第2項第2号	規則第4条
都市公園法第5条第1項（第33条第4項において準用する場合含む）又は第6条第1項（第33条第4項において準用する場合含む）の許可	第3条第2項第2号	規則第4条
下水道法第16条（第25条の30及び第31条において準用する場合含む）の承認	第3条第2項第2号	規則第4条
河川法第20条の承認、第24条、第26条第1項若しくは第27条第1項の許可	第3条第2項第2号	規則第4条
都市計画法第29条第1項又は第2項の許可	第3条第2項第2号	規則第4条
都市再開発法第7条の9第1項若しくは第50条の2第1項の認可又は第66条第1項の許可	第3条第2項第2号	規則第4条
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第7条第1項、第26条第1項若しくは第67条第1項の許可又は第33条第1項の認可	第3条第2項第2号	規則第4条
鉄道事業法第8条第1項（第9条第2項において準用する場合を含む）の認可	第3条第2項第2号	規則第4条
コンクリート、ガラスその他の製品を製造・加工するための原材料としての土砂のみを用いて行う土砂埋立て等	第3条第2項第2号	規則第5条第1号
運動場において利用者が安全に運動を行うことができることを目的として管理者が行う土砂埋立て等	第3条第2項第2号	規則第5条第2号関係告示
駐車場において道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第1項に規定する道路運送車両が円滑かつ安全に走行し、及び駐車することができることを目的として管理者が行う土砂埋立て等	第3条第2項第2号	規則第5条第2号関係告示
現に農業の用に供されている農地内において農産物の品質を保つことを目的として行う土砂埋立て等	第3条第2項第2号	規則第5条第2号関係告示
宅地（宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地をいう。）内の緑地の整備を目的として管理者が行う	第3条第2項第2号	規則第5条第2号関係告示

土砂埋立て等		
道路（道路運送車両法第2条第6項に規定する道路をいう。）において、同法第2条第1項に規定する道路運送車両が円滑かつ安全に走行することができることを目的として管理者が行う土砂埋立て等	第3条第2項第2号	規則第5条第2号関係告示
運動場、広場その他の場所において、催しを実施することを目的として行う土砂埋立て等（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものに限る）	第3条第2項第2号	規則第5条第3号
土砂を発生させる者が工事区域外に搬出した土砂を当該工事区域内に埋め戻すことを目的として行う土砂埋立て等	第3条第2項第2号	規則第5条第4号
地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が同項の公の施設の管理として行う土砂埋立て等	第3条第2項第2号	規則第5条第5号
建築基準法第2条第1号に規定する建築物の敷地において、建築物を撤去した後に当該建築物の跡地を埋め戻すことを目的として行う土砂埋立て等	第3条第2項第2号	規則第5条第6号
前号の敷地において、建築物の新築、改築又は増築を目的として行う土砂埋立て等であって、土砂埋立て等の高さ（土砂埋立て等を行う前の地盤の最も低い地点と土砂埋立て等によって生じた地盤の最も高い地点との垂直距離をいう。以下同じ。）が一メートル未満であるもの	第3条第2項第2号	規則第5条第7号
建築基準法第6条第1項の確認を受けて行う建築の用に供する敷地の造成を目的として行う土砂埋立て等であって、建築面積を当該土地に適用される建蔽率で除した面積を超えないもの	第3条第2項第2号	規則第5条第8号
道路運送車両法第2条第1項に規定する道路運送車両が安全かつ円滑に走行し、及び駐車することができる土地を造成することを目的として行う土砂埋立て等であって、土砂埋立て等の高さ（同法第2条第6項に規定する道路（以下「道路」という。）に接続するために行う500平方メートル未満の埋立て等区域に係るものは除く。）が1メートル未満であるもの	第3条第2項第2号	規則第5条第9号
道路において、地下埋設管の新築、改築又は増築を目的として行う土砂埋立て等	第3条第2項第2号	規則第5条第10号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により許可を受けた者が当該許可に係る同条第10項第1号の施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和52年政令第25号）の施行の日前に設置された産業廃棄物の最終処分場（同法第15条第1項の規定により許可を受けたものを除く。）に限る。）において行う土砂埋立て等	第3条第2項第2号	規則第5条第11号
土壌汚染対策法第6条第1項若しくは第11条第1項又は大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の8第1項若しくは第81条の12第1項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂埋立て等	第3条第2項第2号	規則第5条第12号
都市計画法施行令第21条各号に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為として行う土砂埋立て等	第3条第2項第2号	規則第5条第13号
大阪府自然環境保全条例第33条の規定による緑化（同条例第34条第1項に規定する緑化計画書を届け出を行うものに限る。）又は同条例第38条の規定に基づき市町村の条例の規定による届出をし、協議をし、その	第3条第2項第2号	規則第5条第14号

他必要な行為をして行う緑化を目的として行う土砂埋立て等であって、土砂埋立て等の高さが1メートル未満であるもの		
法令若しくは条例の規定又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う土砂埋立て等	第3条第2項第2号	規則第5条第15条

要綱第3条第2項第3号で定める、国及び地方公共団体その他知事が別に定める者が行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積は、別表第2に掲げる工事の実施主体が行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいう。

別表第2（要綱第3条第2項第3号関係）

工事の実施主体	要綱条文	旧土砂条例における適用除外の根拠規定
国	第3条第2項第3号	条例第7条第3号
地方公共団体（政令市、中核市）	第3条第2項第3号	条例第7条第3号
地方公共団体（その他市町村）	第3条第2項第3号	条例第7条第3号
土地改良区	第3条第2項第3号	規則第3条
土地改良区連合	第3条第2項第3号	規則第3条
土地区画整理組合	第3条第2項第3号	規則第3条
地方住宅供給公社	第3条第2項第3号	規則第3条
市街地再開発組合	第3条第2項第3号	規則第3条
地方道路公社	第3条第2項第3号	規則第3条
日本下水道事業団	第3条第2項第3号	規則第3条
土地開発公社	第3条第2項第3号	規則第3条
住宅街区整備組合	第3条第2項第3号	規則第3条
独立行政法人	第3条第2項第3号	規則第3条
国立大学法人	第3条第2項第3号	規則第3条
大学共同利用機関法人	第3条第2項第3号	規則第3条
地方独立行政法人	第3条第2項第3号	規則第3条
西日本高速道路株式会社	第3条第2項第3号	規則第3条
阪神高速道路株式会社	第3条第2項第3号	規則第3条
新関西国際空港株式会社	第3条第2項第3号	規則第3条
関西国際空港土地保有株式会社	第3条第2項第3号	規則第3条